

令和6年度（第135回）福岡市情報公開審査会

議事次第

開催日時 令和6年10月21日（月）
13時30分から

場 所 福岡市役所 10階・1002会議室

1 開会

2 議事

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名について
- (4) 運用状況の報告について

3 閉会

【配布資料】

- 資料1 福岡市情報公開審査会委員名簿
- 資料2 福岡市情報公開審査会部会（案）
- 資料3 公文書公開制度の運用状況

福岡市情報公開審査会委員名簿

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

任期：令和 6 年10月 1 日～令和 8 年 9 月30日（山下委員を除く 6 名）

平成 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月31日（山下委員）

(敬称略 五十音順)

氏 名	役 職 名
おおがみ ともこ 大神 朋子	弁護士
おおわき しげあき 大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院 教授
きたさか なおひろ 北坂 尚洋	福岡大学法学部 教授
くしだ ひさよ 櫛田 久代	福岡大学法学部 教授
さくま こう 作間 功	弁護士
すずき たかひろ 鈴木 崇弘	九州大学大学院法学研究院 准教授
やました あきこ 山下 亜紀子	九州大学大学院人間環境学研究院 准教授

福岡市情報公開審査会部会（案）

○ 第 1 部会

（敬称略 五十音順）

氏 名	役 職 名
おおがみ ともこ 大神 朋子	弁護士
おおわき しげあき 大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院 教授
くしだ ひさよ 櫛田 久代	福岡大学法学部 教授
さくま こう 作間 功	弁護士

○ 第 2 部会

氏 名	役 職 名
きたさか なおひろ 北坂 尚洋	福岡大学法学部 教授
さくま こう 作間 功	弁護士
すずき たかひろ 鈴木 崇弘	九州大学大学院法学研究院 准教授
やました あきこ 山下 亜紀子	九州大学大学院人間環境学研究院 准教授

【参考】福岡市情報公開条例

（会議）

第 26 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の行う審査請求についての調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、審査会は、その範囲においてこれを公開することができる。

（部会）

第 27 条 審査会は、審査請求に係る事件に関する事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員の数は、3 人以上とし、審査会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審査会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

1 公文書公開の請求件数及びその処理状況

公文書公開の請求件数とその処理状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

年度	請求 件数	処理状況								取下げ
		公開	一部公開	非公開			却下	期間延長		
				非公開情報	不存在	存否応答拒否		通常	特例	
4	2305	1572	485	43	186	7	2	94	6	162
5	2238	1522	490	35	228	11	2	80	9	149

備考

- ・ 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

2 実施機関別の公文書公開の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数等は、表2のとおりです。

表2

(単位：件)

実施機関		請求件数		処理状況						
		4	5	公開	一部公開	非公開			却下	取下げ
						非公開情報	不存在	存否応答拒否		
市 長	会 計 室	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	市 長 室	10	13	2	14	0	1	0	0	0
	総 務 企 画 局	55	58	19	25	7	7	2	2	4
	財 政 局	100	82	54	20	1	11	0	0	6
	市 民 局	48	39	17	23	3	9	0	0	2
	こども未来局	27	29	10	13	3	9	0	0	2
	福 祉 局	41	57	20	29	0	9	6	0	2
	保 健 医 療 局	129	126	101	25	0	4	0	0	5
	環 境 局	70	53	30	14	0	6	0	0	9
	経済観光文化局	38	37	20	18	0	4	0	0	1
	農 林 水 産 局	81	53	41	3	2	4	0	0	6
	住 宅 都 市 局	163	146	83	45	3	12	2	0	15
	道路下水道局	335	327	259	27	2	17	0	0	39
	港 湾 空 港 局	127	111	104	7	1	6	0	0	1
	区 役 所	600	597	449	93	3	59	1	0	29
	小 計	1824	1729	1209	357	25	158	11	2	121
議 長		10	5	2	3	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会		170	154	85	52	6	26	0	0	7
選 挙 管 理 委 員 会		14	2	0	2	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会		6	5	2	2	0	2	0	0	0
監 査 委 員 会		1	1	0	1	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		2	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		1	0	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 水 道 局		136	163	154	5	1	6	0	0	2
管 理 者 交 通 局		31	73	42	21	3	6	0	0	9
消 防 長 消 防 局		97	87	19	38	0	28	0	0	8
福岡市立病院機構		4	5	1	4	0	0	0	0	0
福岡市住宅供給公社		4	12	8	5	0	2	0	0	0
担 当 課 な し		5	2	0	0	0	0	0	0	2
合 計		2305	2238	1522	490	35	228	11	2	149

備考

- ・ 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

3 不服申立ての件数及びその処理状況

公文書の公開請求に対する実施機関の決定や、公開請求に関する実施機関の不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。
不服申立ての件数とその処理状況は、表3のとおりです。

表3

(単位：件)

区分	不服申立 件数	諮問件数	処理状況						
			認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未裁決
令和3年度の継続審議分及び 令和4年度の申立て分	33	29	0	4	7	0	1	16	1
令和5年度の申立て分	13	12	0	0	0	0	1	11	0

備考

・令和3年度の継続審議分及び令和4年度の申立て分33件のうち、4件は諮問前に取下げとなっている。また、継続審議16件のうち、1件は令和6年5月に、2件は令和6年7月に、1件は同年8月に、実施機関に対して答申を行った。

4 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況

公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況は表4のとおりです。

表4

区分		令和4年度		令和5年度	
		数量	金額	数量	金額
用紙	モノクロ	25,631枚	256,310円	28,041枚	280,410円
	カラー	809枚	24,270円	1,637枚	49,110円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		912枚	63,840円	1,050枚	73,500円
DVD-R		5枚	600円	6枚	720円
録音テープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオテープ		0巻	0円	0巻	0円

備考

・用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円、カラー1枚(片面)30円。写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音テープ1巻170円、ビデオテープ1巻170円。

5 情報公開審査会への諮問の状況

情報公開審査会は、

- ① 諮問された不服申立て事案について審議し、
- ② 情報公開制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。【福岡市情報公開条例第23条第2項】

令和5年度以前になされた諮問について、令和5年度に審査会で処理したものの概要は表5のとおりです。

表 5

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第14号)	福岡市立特定高等学校における1年生現代社会について履修する根拠、副教材選定過程がわかる文書等
実 施 機 関	教育委員会指導部高校教育課
決 定 年 月 日	令和3年7月16日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 （履修の根拠となる学習指導要領は福岡市の公文書とはならず、他の文書については作成をしていない。）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年8月3日
諮 問 年 月 日	令和3年11月15日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和4年9月5日、11月2日、12月14日、令和5年1月18日、2月13日、3月13日、4月12日、5月10日、6月14日
答 申 年 月 日	令和5年7月4日
答 申 内 容	「特定高等学校1年生現代社会について、 ①『現代社会を履修する根拠』、 ②『副教材選定過程の詳細がわかるもの』、 ③『副教材選定過程における決裁文書』、 ④『副教材選定過程における議事録』、 ⑤『教育委員会による指導助言文書及び決裁文書』、 ⑥『履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況がいつから始まっているかわかるもの（履修科目名と履修内容が違ふことがいつから始まったのかわかるもの）』、 ⑦『⑥の事案について教育委員会の指導助言文書及び通達文書』、 ⑧『⑥について学習指導要領にてらして適切であるといえる根拠』」 について、 福岡市教育委員会が行った非公開決定は、①及び④から⑧までについては妥当であるが、②については、「令和3年度使用教科書採択について」の通知及び各教科ごとの「令和3年度教科書及び準教科書以外の教材の使用について（届）」（1年生現代社会に係るもの）を、③については、副教材の選定と福岡市立高等学校管理規則第9条に基づく教育委員会への届出に係る決裁文書を、それぞれ対象文書として特定したうえで、改めて福岡市情報公開条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年8月1日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第19号)	人事委員会事務局の定期健康診断診断表（健康診断個人票（人事委員会事務局職員分））
実 施 機 関	総務企画局人事部職員健康課
決 定 年 月 日	令和3年11月5日（非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号 ・職員の定期健康診断の結果は、職員の健康等に係る個人情報であり、職務遂行に係る情報には当たらないため。 ・健康診断個人票が公開されることで、健康診断を受診しない職員が増えるなど、健康診断業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年11月11日
諮 問 年 月 日	令和3年11月30日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和5年1月27日、2月27日、4月24日、5月26日
答 申 年 月 日	令和5年6月16日
答 申 内 容	「人事委員会事務局の定期健康診断診断表（健康診断個人票（人事委員会事務局職員分））」について、福岡市長が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年7月6日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第20号)	教育委員会の定期健康診断診断表（特定高校職員分も含む）令和2年度分
実 施 機 関	教育委員会職員部職員課
決 定 年 月 日	令和3年11月5日（非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号 ・職員の定期健康診断の結果は、職員の健康等に係る個人情報であり、職務遂行に係る情報には当たらないため。 ・健康診断個人票が公開されることで、健康診断を受診しない職員が増えるなど、健康診断業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年11月16日
諮 問 年 月 日	令和3年12月10日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和5年1月27日、2月27日、4月24日、5月26日
答 申 年 月 日	令和5年6月16日
答 申 内 容	「教育委員会の定期健康診断診断表（特定高校職員分も含む）令和2年度分」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年7月12日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第21号)	教育委員会（学校含む）の定期健康診断報告書
実 施 機 関	教育委員会職員部職員課
決 定 年 月 日	令和3年10月6日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号 産業医氏名は個人情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年11月22日
諮 問 年 月 日	令和3年12月10日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和5年1月27日、2月27日、4月24日
答 申 年 月 日	令和5年5月12日
答 申 内 容	「教育委員会（学校含む）の定期健康診断報告書」について、福岡市教育委員会が行った一部公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年6月7日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第22号)	令和3年9月及び10月の時間外の時間がわかるもの
実 施 機 関	総務企画局人事部労務課
決 定 年 月 日	令和3年10月15日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号 個人に関する情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年11月17日
諮 問 年 月 日	令和3年12月13日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和5年3月13日、4月12日、5月10日、6月14日
答 申 年 月 日	令和5年7月4日
答 申 内 容	「総務企画局労務課の令和3年9月及び10月の時間外勤務の時間がわかるもの」について、福岡市長が行った一部公開決定は、非公開とした部分のうち、職員の氏名の部分は公開することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年7月24日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第23号)	総務企画局労務課の労働組合との交渉記録
実 施 機 関	総務企画局人事部労務課
決 定 年 月 日	令和3年10月25日（非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第5号 公にすることにより、人事労務に係る事務に関し、労働組合との円滑な意思疎通に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年11月17日
諮 問 年 月 日	令和3年12月13日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和5年3月13日、4月12日、5月10日、6月14日、7月19日
答 申 年 月 日	令和5年8月15日
答 申 内 容	「総務企画局労務課の労働組合との交渉記録（令和2年度分）」について、福岡市長が行った非公開決定は、交渉が行われた日時及び場所並びに市当局の職員の氏名の部分については公開し、職員団体又は労働組合との交渉における参加者の発言に係る記録の部分についてはその記載内容を精査し、公開・非公開の判断を行ったうえで、改めて福岡市情報公開条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年9月4日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第24号)	納品書に記載の鍵がどこの鍵かがわかる文書
実 施 機 関	教育委員会総務部学務支援課
決 定 年 月 日	令和3年10月25日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 （当該文書を作成していない。）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年11月19日
諮 問 年 月 日	令和3年12月17日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和5年5月26日、6月26日、7月24日
答 申 年 月 日	令和5年8月15日
答 申 内 容	「特定中学校における令和3年2月4日の納品書に記載の鍵がどこの鍵かがわかるもの」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年9月8日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第25号)	特定個人の所有する特定会社設計施工の物件に関するすべての書類一式（台帳含む）
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部建築審査課
決 定 年 月 日	令和3年12月7日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 （当該文書は保存期間を過ぎており、既に廃棄済みである。）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年12月27日
諮 問 年 月 日	令和4年1月14日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和5年5月26日、6月26日、7月24日、8月21日、9月8日、10月18日、11月13日、12月11日、令和6年1月15日、2月7日、3月4日
答 申 年 月 日	令和6年3月19日
答 申 内 容	「特定個人の所有する特定会社設計施工の物件に関するすべての書類一式（台帳含む）（データでも可）」について、福岡市長が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第26号)	特定中学校で使用するワックス及び洗浄剤に関するSDS（安全データシート）
実 施 機 関	教育委員会総務部学務支援課
決 定 年 月 日	令和3年12月22日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年1月11日
諮 問 年 月 日	令和4年1月19日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和5年5月26日、6月26日、7月24日
答 申 年 月 日	令和5年8月15日
答 申 内 容	「特定中学校の廊下で使用するワックス及び洗浄剤に関するSDS（安全データシート）」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年9月8日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第27号)	教育委員会の産業医の名前のわかるもの
実 施 機 関	教育委員会職員部職員課
決 定 年 月 日	令和3年12月6日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・産業医氏名、性別、生年月日、略歴は、個人情報であるため。 ・受託業者の代表者印は、公開により印章偽造等の犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になることが想定されるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年1月19日
諮 問 年 月 日	令和4年2月1日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和5年7月24日、8月21日、9月8日、10月18日
答 申 年 月 日	令和5年11月7日
答 申 内 容	「教育委員会の産業医の名前のわかるもの」について、福岡市教育委員会が行った一部公開決定は、結論として妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年12月5日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第28号)	特定許可申請に関する添付書類
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部開発・建築調整課
決 定 年 月 日	令和3年10月26日（非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第2号に該当 当該法人の利益を害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年1月21日
諮 問 年 月 日	令和4年2月24日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和5年7月19日、8月4日、9月1日、11月28日、12月19日、 令和6年1月24日
答 申 年 月 日	令和6年2月20日
答 申 内 容	「特定許可申請に関する添付書類」について、福岡市長が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和6年3月13日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第29号)	総務企画局労務課特定職員の10月分の残業の上司への申請書
実 施 機 関	総務企画局人事部労務課
決 定 年 月 日	令和3年11月29日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 個人に関する情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年2月14日
諮 問 年 月 日	令和4年3月16日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和5年7月19日、8月4日、9月1日、11月28日、12月19日
答 申 年 月 日	令和6年1月17日
答 申 内 容	「総務企画局労務課特定職員の10月分の残業の上司への申告書」について、福岡市長が行った一部公開決定は、非公開とした部分のうち、時間外勤務に係る命令時間、休憩時間及び勤務時間の各開始時刻及び終了時刻の欄の部分は公開することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和6年1月29日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第1号)	特定事業者と共働した『公民館ミニ図書館』事業の開始にあたり作成した決裁文書一式
実 施 機 関	市民局コミュニティ推進部公民館支援課
決 定 年 月 日	令和4年3月2日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年3月17日
諮 問 年 月 日	令和4年4月18日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和5年11月13日、12月11日、令和6年1月15日、2月7日、3月4日
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第2号)	①福岡市総合図書館の総館長（2020年度～2021年度の特定総館長）に係る年間の勤務表及び勤務時間の分かる文書、 ②同期間における同特定総館長の助言回数、該当事項、助言内容及びそれに伴う実績が分かる文書
実 施 機 関	教育委員会総合図書館運営課
決 定 年 月 日	令和4年3月23日 （非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年4月1日
諮 問 年 月 日	令和4年5月2日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和5年12月19日、令和6年1月24日、2月28日、3月13日
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第3号)	福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみに係る委託契約書、令和2年度分管理運営収支状況が分かる文書及び同センターで働いている人の名前と資格が分かる文書
実 施 機 関	市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課
決 定 年 月 日	令和4年3月29日 （一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 職員名簿の氏名については個人情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年4月19日
諮 問 年 月 日	令和4年5月2日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和6年2月7日、3月4日
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第4号)	特定高等学校における副教材選定について「教科会において適切に選定する」との文言が書かれた規定、規則、要項、基準等
実 施 機 関	教育委員会指導部高等教育課
決 定 年 月 日	令和4年3月24日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年4月5日
諮 問 年 月 日	令和4年5月2日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和6年2月28日、3月13日
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第5号)	市所有の特定池における外環状道路及び都市高速道路の用地確保に関する農林水産省、国土交通省、福岡県、福岡北九州高速道路公社及び福岡市の5者間の合意内容を記した文書 特定池に関し国土交通省への「一部使用許可」から農林水産省への「返還」に方針変更した経緯が分かる文書及び返還手続きの進捗状況が分かる文書
実 施 機 関	農林水産局総務農林部農業施設課
決 定 年 月 日	令和4年1月20日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年4月15日
諮 問 年 月 日	令和4年5月16日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第6号)	市所有の特定池における外環状道路及び都市高速道路の用地確保に関する農林水産省、国土交通省、福岡県、福岡北九州高速道路公社及び福岡市の5者間の合意内容を記した文書 特定池の農林水産省への返還後の処分に関し、特定年月日に同省が福岡北九州高速道路公社に売り払った一部の土地のうちの特定地番の土地について、特定年月日に同公社が道路用地として福岡市に寄付を行ったことに関する文書 福岡市が当該寄付の受入れを決定した決裁及び受入れ手続きの決裁
実 施 機 関	道路下水道局計画部計画調整課 (令和4年4月1日～高速道路推進課)
決 定 年 月 日	令和4年1月21日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年4月15日
諮 問 年 月 日	令和4年5月16日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第7号)	福岡市本庁舎の100万円以上の芸術品（市長室秘書課の重要物品一覧表に係る美術・工芸品）において、福岡市会計規則第102条第1項第3号に基づき物品処理書により見積価格を付して受け入れた寄附又は贈与を受けた物品の書類
実 施 機 関	市長室秘書課
決 定 年 月 日	令和4年4月27日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	①保存期間を経過した書類についてはすでに破棄済みであるため。 ②条例第7条第1号及び第2号に該当 氏名は個人情報であるため。 法人名は、正当な利益を害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年5月25日
諮 問 年 月 日	令和4年6月22日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第8号)	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に係る文書
実 施 機 関	教育委員会総務部教育政策課
決 定 年 月 日	令和4年3月25日 (公開決定)
非 公 開 理 由	—
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年6月27日
諮 問 年 月 日	令和4年7月27日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第9号)	特定年月日及び特定地番における土地売買関係書類
実 施 機 関	水道局保全部保全調整課
決 定 年 月 日	令和4年6月28日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号、第2号及び第3号に該当 ・住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、理由は、個人情報であるため。 ・不動産鑑定評価書の一部は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、また、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・印影は、犯罪の予防のため。警察からの回答は、捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持のため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年7月6日
諮 問 年 月 日	令和4年7月28日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第11号)	特定年月日に建築指導課に違反建築物の情報提供した資料に記載してある全案件の調査方法と調査結果及びその対応について 特定建築確認検査機関に対し建築基準法第77条の32第2項により行った指示の内容及びその回答（対応方法）について
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部建築指導課
決 定 年 月 日	令和4年5月16日 （ 非公開決定 ）
非 公 開 理 由	条例第10条第1項に該当 本件請求に対し、公文書の存否を回答するだけで、当該調査の事実の有無や、該当建築物及びその所有者等が関与している事実が明らかとなり、条例第7条第1号及び第2号に掲げる非公開情報として保護する利益が損なわれるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年7月27日
諮 問 年 月 日	令和4年8月22日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第12号)	令和3年度第2回福岡市総合図書館運営審議会議事録の会長あいさつ（活字ベースのもの又はＩＣレコーダーの音声データ）
実 施 機 関	教育委員会総合図書館運営課
決 定 年 月 日	令和4年7月25日 （ 非公開決定 ）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年7月29日
諮 問 年 月 日	令和4年8月25日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第13号)	不服申立て事案についての諮問 メールによるパワーハラスメントを行ったとして、特定職員が懲戒処分に付された事案に関し、当該メールと当該メールに対する返信メールの一切
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和4年8月2日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号に該当 ・職員の個人情報であるため。 ・公開することにより、処分の実施に必要な証拠等の情報の提供が得られなくなり、適正な処分の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年10月14日
諮 問 年 月 日	令和4年11月10日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第14号)	不服申立て事案についての諮問 「九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに係る民間サウンディング」の実施内容及び九大跡地問題に関する関係業者との面談記録一式
実 施 機 関	住宅都市局九大まちづくり推進部計画調整課
決 定 年 月 日	令和4年9月29日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第2号及び第4号に該当 ・公にすることにより、参加者の事業活動状況や事業者ノウハウ等及び参画意思等の経営方針が明らかになり、事業者や関係者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 ・事業の性質上、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年10月25日
諮 問 年 月 日	令和4年11月21日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第15号)	九大箱崎跡地の再開発事業者との「公募」についての議事録
実 施 機 関	住宅都市局九大まちづくり推進部計画調整課
決 定 年 月 日	令和4年9月29日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第2号及び第4号に該当 ・公にすることにより、参加者の事業活動状況や事業者ノウハウ等及び参画意思等の経営方針が明らかになり、事業者や関係者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 ・事業の性質上、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年10月25日
諮 問 年 月 日	令和4年11月21日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第16号)	平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの総務企画局行政部情報公開室(情報公開請求受付等の窓口)の職員(正職員・臨時職員・非常勤職員等全ての職員)の氏名とそれぞれの職務上の肩書き・職務担当内容が分かる文書
実 施 機 関	総務企画局行政部情報公開室
決 定 年 月 日	令和4年8月22日 (公開決定) (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・会計年度任用職員の職員番号は、職務外の人事管理上の情報と関連があるものであり、職務遂行情報に当たらない個人情報に該当するため。 ・会計年度任用職員の給料・報酬額は、職員ごとに異なり、職務遂行情報に当たらない個人情報に当たるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年11月25日
諮 問 年 月 日	令和4年12月23日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第17号)	福岡市で国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認する法的根拠及び理由が分かる文書全て
実 施 機 関	保健医療局総務部保険年金課
決 定 年 月 日	令和5年1月25日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない ・国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認することを規定した関係法令は存在しないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年2月2日
諮 問 年 月 日	令和5年2月21日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第1号)	福岡市が過去5年間に行った分限処分に関する情報で福岡市のうち市長部局が保有するもの
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和5年3月24日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・職員の個人情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月3日
諮 問 年 月 日	令和5年4月25日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第2号)	福岡市が過去5年間に行った分限処分に関する情報で人事委員会が保有するもの
実 施 機 関	人事委員会事務局審査課
決 定 年 月 日	令和5年3月24日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・審査請求人の氏名、処分を受けた当時の所属名、病歴、障害の詳細、職種、勤務歴、従事した業務の内容は、一体として特定の個人を識別することができる情報。 ・処分年月日、処分があったことを知った年月日、処分説明書の交付を受けた年月日、審査請求年月日、事案番号、証人氏名、及び添付資料等の甲号証、乙号証は、他の情報と照合することで個人を識別できる情報。 ・添付資料等の別紙1～5の2は、他の情報と照合すると個人の識別に繋がる部分。 条例第7条第3号に該当 ・人事委員の印影は、公開すると印章偽造等の犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になることが想定される。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月3日
諮 問 年 月 日	令和5年5月2日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第3号)	農業委員会所属の特定職員の職員調書
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和5年3月10日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・対象文書のすべてが個人情報に当たるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年4月17日
諮 問 年 月 日	令和5年5月12日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第4号)	文科省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に関し、文科省から送付された通知等、福岡市立学校へ送付した通知等について、 1. 文書の保存期間が分かる文書 2. 廃棄した年月日、理由、手続き、経緯が分かる文書（決裁書等）の全て 3. 2022年3月28日現在、この文書が存在していたかどうか分かる文書の全て
実 施 機 関	教育委員会指導部教育相談課
決 定 年 月 日	令和5年4月5日 （非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない ・当該文書は既に廃棄済みである。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年7月5日
諮 問 年 月 日	令和5年7月31日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第5号)	2017年度～2021年度の間、 1. 実施機関宛の公開請求書において、福岡市情報公開室の判断（事務取扱要領等を根拠にしたもの）で公開請求書の内容に変更（修正・削除・訂正等）を加えて実施機関に送った文書の全て 2. 上記の文書のそれぞれについて、変更した際の理由・根拠が分かる文書（メモ等も含む）の全て
実 施 機 関	総務企画局行政部情報公開室
決 定 年 月 日	令和5年4月3日 （非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 ・公開を請求する公文書の名称又は内容（以下「請求内容」という。）について、請求者に確認して補正を行うもののほか、1枚の公開請求書に事務担当課の異なる複数の請求内容が記載されているときに、線や丸印などを記入することにより、請求内容を事務担当課ごとに区分することはあるが、情報公開室が独自の判断において請求内容に変更（修正、削除、訂正等）を加えることはないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年7月5日
諮 問 年 月 日	令和5年8月4日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第6号)	2017年度～2021年度まで 福岡市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から福岡市教育委員会へ提出された「体罰（軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）」に関する報告書等全て
実 施 機 関	教育委員会職員部服務指導課
決 定 年 月 日	令和5年4月24日 （一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・児童生徒の氏名、所属等は個人に関する情報であるため。 ・教員の氏名、所属等は、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年7月31日
諮 問 年 月 日	令和5年8月30日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第7号)	博多区役所における特定年月日の警備に関する最新の公文書及び電磁的記録（防犯カメラの録画）
実 施 機 関	博多区総務部総務課
決 定 年 月 日	令和5年10月11日 （非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第5号に該当 ・防犯カメラの映像を公開することにより、撮影の範囲が明らかになり、庁舎の安全管理に支障が生じるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年10月13日
諮 問 年 月 日	令和5年11月2日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第8号)	福岡市が被告または原告となった訴訟記録（訴状・答弁書・準備書面・判決文・控訴・上告を含む）（令和4年度から過去10年分）
実 施 機 関	総務企画局行政部法制課
決 定 年 月 日	令和5年7月3日 （ 却 下 ）
非 公 開 理 由	条例第6条第2項の規定に基づき、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正に応じなかったため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年10月10日
諮 問 年 月 日	令和5年11月9日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第9号)	社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画における成年後見制度に関連した「市民後見人養成研修カリキュラムなど」がわかる文書
実 施 機 関	福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課
決 定 年 月 日	令和5年10月31日 （一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・福岡市市民後見人スキルアップ研修カリキュラムのうち講師の情報は、個人に関する情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年11月7日
諮 問 年 月 日	令和5年12月8日
審 査 会 開 催 日	令和6年3月1日取下げ
答 申 年 月 日	
答 申 内 容	
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	
裁 決 ・ 決 定 内 容	

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第10号)	福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議の議事録(2023.8.22開催)
実 施 機 関	教育委員会総合図書館運営課
決 定 年 月 日	令和5年11月15日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない ・当該文書を作成していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年12月5日
諮 問 年 月 日	令和5年12月27日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第11号)	特定日における防衛省からの博多港改修についての資料一切、その後の協議に関する記録及び資料一切
実 施 機 関	港湾空港局港湾計画部計画課
決 定 年 月 日	令和6年1月9日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない ・10月10日の資料については、現在、国において検討中のものであるため。なお、博多港改修についての個別の説明は受けていない。また、その後の協議に関する記録及び資料については、10月10日以降、国との協議が行われていないため存在しない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和6年1月19日
諮 問 年 月 日	令和6年2月19日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第12号)	令和4年度の文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」中の「いじめる児童生徒への特別な対応」の「警察等の刑事司法機関等との連携」に該当した事例に関する文書の一切
実 施 機 関	教育委員会指導部安全・安心推進課
決 定 年 月 日	令和6年2月14日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号、第5号及び第6号該当 ・上記「警察等の刑事司法機関等との連携」に関する本市の調査票については、統計法第40上の規定により、当該統計調査の目的以外の目的での利用・提供ができないため。 ・該当する事例に関する文書の中で警察への相談、通報の内容が分かるものについては、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和6年2月26日
諮 問 年 月 日	令和6年3月8日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和5年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

福岡市情報公開審査会及び部会の運営状況

1 福岡市情報公開審査会の開催状況

令和5年度の情報公開審査会の開催状況は、表6のとおりです。
また、審査委員は表8のとおりです。

表6

	開催年月日	主 な 案 件
開催なし	—	—

2 福岡市情報公開審査会部会の開催状況

令和5年度の情報公開審査会部会開催状況は、表7のとおりです。

表7

	開催年月日	主 な 案 件
第1回 (第2部会)	R5.4.12	○令和3年度諮問第22号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議) ○令和3年度諮問第23号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議) ○令和3年度諮問第14号について(審議)
第2回 (第1部会)	R5.4.24	○令和3年度諮問第19号について(審議) ○令和3年度諮問第20号について(審議) ○令和3年度諮問第21号について(審議)
第3回 (第2部会)	R5.5.10	○令和3年度諮問第22号について(審査請求人の口頭意見陳述及び審議) ○令和3年度諮問第23号について(審査請求人の口頭意見陳述及び審議) ○令和3年度諮問第14号について(審議)
第4回 (第1部会)	R5.5.26	○令和3年度諮問第19号について(審議) ○令和3年度諮問第20号について(審議) ○令和3年度諮問第24号について(審議) ○令和3年度諮問第25号について(審議) ○令和3年度諮問第26号について(審議)
第5回 (第2部会)	R5.6.14	○令和3年度諮問第14号について(審議) ○令和3年度諮問第22号について(審議) ○令和3年度諮問第23号について(審議)
第6回 (第1部会)	R5.6.26	○令和3年度諮問第24号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議) ○令和3年度諮問第25号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議) ○令和3年度諮問第26号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)
第7回 (第2部会)	R5.7.19	○令和3年度諮問第23号について(審議) ○令和3年度諮問第28号について(審議) ○令和3年度諮問第29号について(審議)
第8回 (第1部会)	R5.7.24	○令和3年度諮問第24号について(審議) ○令和3年度諮問第25号について(審議) ○令和3年度諮問第26号について(審議) ○令和3年度諮問第27号について(審議)
第9回 (第2部会)	R5.8.4	○令和3年度諮問第28号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議) ○令和3年度諮問第29号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)
第10回 (第1部会)	R5.8.21	○令和3年度諮問第25号について(審査請求人の口頭意見陳述及び審議) ○令和3年度諮問第27号について(審議)
第11回 (第2部会)	R5.9.1	○令和3年度諮問第28号について(審議) ○令和3年度諮問第29号について(審議)
第12回 (第1部会)	R5.9.8	○令和3年度諮問第25号について(審議) ○令和3年度諮問第27号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)

第13回 (第1部会)	R5. 10. 18	○令和3年度諮問第25号について(審議) ○令和3年度諮問第27号について(審議)
第14回 (第1部会)	R5. 11. 13	○令和3年度諮問第25号について(審議) ○令和4年度諮問第1号について(審議)
第15回 (第2部会)	R5. 11. 28	○令和3年度諮問第28号について(審議) ○令和3年度諮問第29号について(審査請求人の口頭意見陳述及び審議)
第16回 (第1部会)	R5. 12. 11	○令和3年度諮問第25号について(審議) ○令和4年度諮問第1号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)
第17回 (第2部会)	R5. 12. 19	○令和3年度諮問第28号について(審議) ○令和3年度諮問第29号について(審議) ○令和4年度諮問第2号について(審議)
第18回 (第1部会)	R6. 1. 15	○令和3年度諮問第25号について(審議) ○令和4年度諮問第1号について(審査請求人の口頭意見陳述及び審議)
第19回 (第2部会)	R6. 1. 24	○令和3年度諮問第28号について(審議) ○令和4年度諮問第2号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)
第20回 (第1部会)	R6. 2. 7	○令和3年度諮問第25号について(審議) ○令和4年度諮問第1号について(審議) ○令和4年度諮問第3号について(審議)
第21回 (第2部会)	R6. 2. 28	○令和4年度諮問第2号について(審議) ○令和4年度諮問第4号について(審議)
第22回 (第1部会)	R6. 3. 4	○令和3年度諮問第25号について(審議) ○令和4年度諮問第1号について(審議) ○令和4年度諮問第3号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)
第23回 (第2部会)	R6. 3. 13	○令和4年度諮問第2号について(審議) ○令和4年度諮問第4号について(実施機関の口頭意見陳述及び審議)

表 8

氏 名	職 名	備 考
石森 久広	西南学院大学法学部教授	第 2 部会委員 第 2 部会長職務代理者
五十川 直行	九州大学名誉教授	会長職務代理者 第 1 部会委員 第 1 部会長職務代理者
大神 朋子	弁護士	第 1 部会委員
大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院教授	第 1 部会委員
北坂 尚洋	福岡大学法学部教授	第 2 部会委員
作間 功	弁護士	会長 第 1 部会長 第 2 部会長
山下 亜紀子	九州大学大学院人間環境学研究院准教授	第 2 部会委員

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

出資法人等の情報公開協定の締結状況
(令和6年3月31日現在)

1 出資法人等の情報公開協定の締結状況

出資法人等の情報公開協定の締結状況は、表9のとおりです。

表9

区 分	令和4年度			令和5年度		
	協定対象 団 体	協定締結 団 体	締結率 (%)	協定対象 団 体	協定締結 団 体	締結率 (%)
市監理法人	17	17	100	17	17	100
市関与法人	11	11	100	11	11	100
財政支援団体	32	14	44	35	16	46
事業支援団体	4	4	100	3	3	100
計	64	46	72	66	47	71

2 情報公開協定を締結している法人・団体名

情報公開協定を締結している法人や団体の名称と、本市における所管課等の名称は、表10-1から表10-4のとおりです。

表10-1

市監理法人（17団体）

市 監 理 法 人 名	所 管 課 名	
(公財) 福岡アジア都市研究所	総務企画局	企画調整部
(公財) 福岡市施設整備公社	財 政 局	アセットマネジメント推進課
(公財) 福岡市スポーツ協会	市 民 局	スポーツ推進課
(社福) 福岡市社会福祉事業団	福祉局	障がい企画課
(公財) ふくおか環境財団	環 境 局	計画課
(株) 福岡クリーンエナジー	環 境 局	事業推進課
(公財) 福岡市中小企業従業員福祉協会	経済観光文化局	政策調整課
(公財) 福岡市文化芸術振興財団	経済観光文化局	文化振興課
(公財) 福岡観光コンベンションビューロー	経済観光文化局	観光産業課
(一財) 福岡コンベンションセンター	経済観光文化局	M I C E 推進課
(公財) 九州先端科学技術研究所	経済観光文化局	新産業振興課
(公財) 福岡市緑のまちづくり協会	住宅都市局	一人一花推進課
(公財) 博多駅地区土地地区画整理記念会館	住宅都市局	地域計画課
博多港開発(株)	港湾空港局	総務課
博多港ふ頭(株)	港湾空港局	港湾企画課
(公財) 福岡市水道サービス公社	水 道 局	経営企画課
(公財) 福岡市学校給食公社	教育委員会	給食運営課

表10-2

市関与法人（11団体）

市 関 与 法 人 名	所 管 課 名	
（公財）福岡よかトピア国際交流財団	総務企画局	国際政策課
（株）福岡ソフトリサーチパーク	経済観光文化局	新産業振興課
福岡タワー（株）	経済観光文化局	地域観光推進課
（公財）アクロス福岡	経済観光文化局	文化振興課
（株）博多座	経済観光文化局	文化施設課
福岡地下街開発（株）	住宅都市局	地域計画課
サンセルコビル管理（株）	住宅都市局	地域計画課
（一財）博多海員会館	港湾空港局	総務課
（公財）福岡市教育振興会	教育委員会	教育支援課
福岡北九州高速道路公社	道路下水道局	高速道路推進課
福岡県道路公社	道路下水道局	高速道路推進課

表10-3

財政支援団体（16団体）

財 政 支 援 団 体 名	補助金等の支出事務を担当する課名	
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	福祉局	地域福祉課
福岡市老人クラブ連合会	福祉局	高齢福祉課
福岡食肉市場株式会社	農林水産局	市場課
公益社団法人福岡市シルバー人材センター	福祉局	高齢福祉課
NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡	こども未来局	こども健全育成課
アイランドシティ環境配慮街区画地 B 分譲棟企業連合体	住宅都市局	地域計画課
アイランドシティ フォレストプレイス I 街区企業連合体	住宅都市局	地域計画課
アイランドシティ照葉 1 丁目計画企業連合体	住宅都市局	地域計画課
全国モーターボート競走施行者協議会	経済観光文化局	経営企画課
一般社団法人福岡市保育協会	こども未来局	運営支援課
一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟	こども未来局	運営支援課
有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会	経済観光文化局	創業支援課
一般社団法人 福岡市医師会	保健医療局	地域医療課
公益財団法人 九州交響楽団	経済観光文化局	文化振興課
福岡市地球温暖化対策市民協議会	環境局	脱炭素社会推進課

表10-4

事業支援団体（3団体）

事 業 支 援 団 体 名	活動経費を負担する事務を担当する課名	
FUKUOKA Smart EAST モビリティ推進コンソーシアム	住宅都市局	イノベーション推進・Smart EAST 担当
クリエイティブ福岡推進協議会	経済観光文化局	コンテンツ振興課
世界水泳選手権 2023 福岡大会組織委員会	市民局	世界水泳担当

情 報 提 供

1 附属機関等の会議の公開

市政の重要事項を審議するなどの本市政策の企画立案に重要な役割を担う審議会等については、より公正な運営を図り、市民の市政参画の機会を拡充するため、原則として、その会議を公開しています。

(1) 制度の概要

① 対象となる会議

市民や学識経験者等が委員で、法律又は条例で設置される附属機関や要綱で設置される協議会等（以下「附属機関等」）が対象です。

（例外）・関係団体等との連絡調整が主なもの ・市職員のみで構成されるもの
・イベントの実行委員会等 ・その他対象とすることが不適当なもの

② 原則公開

会議は原則として公開で行われます。ただし、次のような場合は非公開となることがあります。

（例外）・会議の内容が情報公開条例の非公開情報に関するものであるとき
・会議の公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるとき

③ 会議開催のお知らせ

会議の開催日時等の情報を、福岡市情報プラザと福岡市のホームページにてお知らせしています。

(2) 会議の公開状況

対象となる会議の令和3年度の公開状況は、表11及び表12のとおりです。

表11 機関数

（単位：機関）

	附属機関		協議会等	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
会議の全てを公開とした附属機関等	34	37	200	208
会議の一部を公開とした附属機関等	12	11	23	29
会議の全てを非公開とした附属機関等	14	13	74	74
当該年度に会議が開催されなかった附属機関等	26	24	66	63
合 計	86	85	363	374

表12 会議開催数

（※福岡市介護認定審査会及び福岡市障がい者介護給付費等認定審査会を除く。）

（単位：回）

	附属機関		協議会等	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
全部公開	83	85	597	770
一部公開	26	27	28	39
非 公 開	209	213	630	543
会議開催回数（合計）	318	325	1255	1352

2 情報公表施策に関する状況

情報公開条例に基づき市が自主的に公表する義務がある情報の公表状況（令和5年3月末現在）は表13のとおりです。

表13

（単位：件）

区 分	公表件数	
	R4年度	R5年度
市の基本的な計画・方針	54	55
市の基本的な計画・方針の中間段階における案（パブリック・コメント手続）	6	5
市が行う主要な事務又は事業の実施状況	369	372
附属機関等の答申、報告書、議事録、会議資料等	174	175
公開請求が多いため、情報の公表を行うもの	21	22
その他実施機関が定めるもの	8	8

※ ただし市の基本的な計画・方針の中間段階における案（パブリック・コメント手続）については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に公表した件数。

3 情報提供施策に関する状況

(1) 情報提供の状況

福岡市では、市役所本庁舎1階の情報プラザにて、市が作成した印刷刊行物やパンフレット等の資料を備え、市民に提供しています。

(2) 情報公開室での情報提供

情報公開室では、公開請求者等の希望により、公開決定した公文書の補足資料の情報を提供することがあります（複写の費用については公文書公開請求の写しの費用に同じ）。